

独立行政法人情報処理推進機構の執行役員に関する規程

制定 令和 7 年 6 月 18 日 2025 情総企第 203 号

(総則)

第 1 条 独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）の執行役員（上席執行役員を含む。以下同じ。）の職務にある職員の給与及び退職手当は、この規程の定めるところによる。

(給与の区分)

第 2 条 執行役員の給与は、次の区分による。

- イ 本 俸
- ロ 地域手当
- ハ 広域異動手当
- ニ 通勤手当
- ホ 特別手当
- ヘ 在宅勤務等手当

(給与の支給日及び支給方法)

第 3 条 執行役員の給与（特別手当を除く。以下次項において同じ。）の支給日は、毎月 18 日とする。ただし、支給日が休日に当たるときは、その直前の休日でない日に繰り上げて支給する。

- 2 前項の支給日に支給する給与は、当月分の本俸、地域手当、広域異動手当及び通勤手当並びに前月分の在宅勤務等手当とする。
- 3 執行役員の給与は、法令に基づきその執行役員の給与から控除すべき金額を控除し、その残額を通貨で直接執行役員に支給する。

(本俸の決定)

第 4 条 執行役員の本俸は、月額とし、その額は、その職務の区分、複雑、困難及び責任の度合を考慮して、別表第 1 の俸給表により定める。

(地域手当)

第 5 条 地域手当は、東京都特別区に所在する事業所に在勤する執行役員に対して支給する。

- 2 地域手当の月額は、本俸に 100 分の 20 を乗じて得た額とする。

(広域異動手当)

第6条 広域異動手当は、独立行政法人情報処理推進機構職員給与規程（以下「給与規程」という。）第12条の2の規定を準用する。

（通勤手当）

第7条 通勤手当は、給与規程第14条の規定を準用する。

（特別手当）

第8条 特別手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する執行役員に対して6月30日及び12月10日（以下これらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し又は死亡した執行役員（国、独立行政法人から派遣された執行役員であって、引き続き国、独立行政法人へ復帰のため機構を退職した執行役員を除く。）についても同様とする。

なお、基準日に在職する執行役員のうち、懲戒規程により停職の処分を受けた執行役員には特別手当を支給しない。

- 2 特別手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した執行役員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において当該執行役員が受けるべき本俸の月額及びこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を基礎として別に定める基準により計算して得た額とする。
- 3 特別手当の支給日が休日に当たるときは、その直前の休日でない日に繰り上げて支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、特別手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（在宅勤務等手当）

第9条 在宅勤務等手当は、給与規程第16条の4の規定を準用する。

（給与に関する細則）

第10条 昇給、昇給の時期、給与の減額、欠勤者の給与、休職者の給与、介護休暇者の給与、育児休業者の給与、特殊な退職及び死亡の場合の支給額、日割計算、勤務1日当りの給与額、勤務1時間当たりの給与額及び端数の処理については、それぞれ給与規程第7条、8条、17条、18条、19条、19条の2、19条の3、20条、21条、22条、23条及び24条の規定を準用する。

（退職手当の区分）

第11条 「退職手当」とは、退職金及び弔慰金とし、次の各号の区分により支給する。

- 一 執行役員が退職したときは、退職金
- 二 執行役員が死亡したときは、退職金及び弔慰金

(退職手当の支給対象及び退職金の支給制限)

第12条 退職手当の支給対象及び退職金の支給制限については、それぞれ独立行政法人情報処理推進機構職員退職手当規程（以下「退職手当規程」という。）第3条及び第4条を準用する。

(退職金の額)

第13条 退職金の額は、執行役員が退職し、又は死亡した日におけるその者の本俸月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。ただし、その合計額は、本俸月額の100分の5,500をこえるときは、本俸月額の100分の5,500とする。

- 一 5年までの期間については、1年につき100分の100
- 二 5年をこえ10年までの期間については、1年につき100分の140
- 三 10年をこえ20年までの期間については、1年につき100分の180
- 四 20年をこえ30年までの期間については、1年につき100分の200
- 五 30年をこえる期間については、1年につき100分の100

2 前項の規定によりがたい場合は、その都度理事長が定める額とする。

(退職手当に関する細則)

第14条 本規程に定めるもののほか退職手当に関する事項については、退職手当規程を準用する。

(適用除外)

第15条 本規程は、執行役員を兼務する参与には適用しない。

(雑則)

第16条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和7年7月1日から施行する。

別表第 1（第 5 条関係）

号俸	月額
1	588,000
2	590,300
3	592,500
4	594,800
5	596,900
6	599,000
7	601,200
8	603,500
9	605,600
10	607,700
11	609,900
12	612,100
13	614,300
14	616,500
15	618,600
16	621,000
17	623,100
18	625,400
19	627,000
20	628,800
21	630,400
22	632,600
23	634,800
24	637,100
25	639,300
26	641,500
27	643,700
28	646,000
29	648,300
30	650,500
31	652,800
32	655,000
33	657,100
34	659,400
35	661,600
36	664,000
37	666,200
38	668,500
39	670,700
40	672,900

号俸	月額
41	675,100
42	677,400
43	679,700
44	682,000
45	684,200
46	686,500
47	688,700
48	690,800
49	693,000
50	695,200
51	697,600
52	699,700
53	702,000
54	704,200
55	706,600
56	708,800
57	711,100
58	713,200
59	715,600
60	717,800
61	720,100
62	722,200
63	724,500
64	726,800
65	728,900
66	731,100
67	733,400
68	735,700
69	737,900
70	740,100
71	742,400
72	744,700
73	746,900
74	749,200
75	751,400
76	753,600
77	755,800
78	758,000
79	760,300
80	762,500

号俸	月額
81	764,800
82	767,000
83	769,400
84	771,500
85	773,800
86	776,000
87	778,400
88	780,600
89	782,800
90	785,000
91	787,200
92	789,400
93	791,600
94	793,800
95	796,000
96	798,200
97	800,400
98	802,600
99	804,800
100	807,000
101	809,200
102	811,400
103	813,600
104	815,800
105	818,000
106	820,200
107	822,400
108	824,600
109	826,800
110	829,000
111	831,200
112	833,400